

## SPS 協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures : 衛生植物検疫措置の適用に関する協定)

SPS 協定は、1995 年 1 月 1 日に WTO (World Trade Organization : 世界貿易機関) の設立とともに発効した食品安全と動植物の健康に関する規則で、1994 年 4 月にモロッコのマラケシュで調印されたウルグアイラウンドで、他の協定と共に合意された。14 の条項と 3 つの付属書からなる。主たる目的は、加盟国政府が消費者の健康を守る権利と、産物が国際貿易でスムースに流通することのバランスをとることである。以下、「食品安全」にかかわる事項のみを記述する。

この協定は、食品が安全であることを保証するための措置（検疫措置や基準値、特定の処理加工方法等）を各國がそれぞれ維持することを許す。しかし、その措置は科学的データに基づいており、恣意的ではなく、人の健康を守るために必要である以上には適用してはいけない。これらの措置は輸入される食品だけでなく、国産食品にも適用され、同様の状況がある国を不当に差別してはいけない。

加盟国は、Codex (唯一の国際機関として明記) が策定した規格・基準・ガイドラインその他の勧告を活用するか、それに整合する国内措置を適用するように奨励される。この過程を調和 (harmonization) という。しかし各國は、リスクの適切な評価と整合性のあるアプローチに基づいている限り、国際規格・基準がもたらすより高いレベルの健康保護をもたらす措置をとることができる。

この協定はリスクを評価する際にどの要因を考慮に入れるかを明確にしている。食品安全を保証するための措置は可能な限りにおいて客観的な科学データの解析と評価に基づいていなければならぬ。これは Codex の勧告にも要求される。

SPS 協定は政府が自ら規格基準を選ぶことを明確に許可しているが、国内要件がより貿易制限的であれば、貿易相手国はなぜ国際規格・基準では適切と考える健康保護レベルを達成できないのか科学的な正当性を提供するよう要求するかもしれない。

気候や食品安全の状況から、どこでも同一の措置をとるのは必ずしも適切ではない。そこで、措置は輸出入国の健康状況の違いにより異なる可能性があるが、SPS 協定は、措置の適用における正当化できない差別を禁止している。

各国で決定できる許容可能なリスクのレベルは、多様な方法で達成可能であるので、健康保護を達成できる限り、政府はそれらのうち貿易を制限しない措置を選ぶべきである。さらに、他国が適用している措置が同じレベルの健康保護を達成可能なら、その措置を「同等(equivalent)」であるとして受容すべきである。

SPS 措置は、実際のリスクの適切な評価に基づいていなければならない。要求に応じて、どのような要因を評価で考慮したか、評価過程、許容できるリスクの程度などを明らかにしないといけない。

政府は WTO 事務局を通じて、貿易に影響する新規・改定食品安全措置を公表しなければならない。それを SPS 協定では「透明性」という。措置に対する質問等への対応のため、窓口(enquiry point)を加盟国は設置せねばならない。

WTO 内に SPS 委員会を設立し、SPS 協定の履行に関する全ての局面について加盟国との情報交換や貿易に影響する事項の議論の場としている。

(山田 友紀子)